

【令和6年度任用】

京丹波町会計年度任用職員募集要項

1 募集する職種・任用予定人員・業務内容・資格条件等

京丹波町会計年度任用職員募集一覧表をご覧ください。

2 応募資格

地方公務員法第16条の規定に基づき、次の(1)～(4)に該当する方は、選考を受けることができません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- (2) 京丹波町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- (3) 公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた方
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

3 申込書及び提出先

- (1) 申込書
 - ① 京丹波町会計年度任用職員申込書
→ 申込書は、京丹波町ホームページからダウンロードできます。
必要事項を記入し、写真を貼り付けてください。
 - ② 資格が必要な職種は、資格証の写し(コピー)を添付してください。

- (2) 提出先 京丹波町総務部総務課 人事秘書係
(〒622-0292 京丹波町蒲生蒲生野 487 番地 1)

4 申込受付期間・時間

期間： 令和7年3月14日(金)まで

時間： 平日 午前8時30分～午後5時15分

※ 土曜日、日曜日、祝日及び令和6年12月29日から令和7年1月3日は受け付けていません。

※ 郵送の場合は、封筒の表に「会計年度任用職員申込書」と朱書きし、令和7年3月14日(金)午後5時15分までに到着するように発送してください。

5 選考と選考結果

(1) 選考

- ① 選考は、随時、書類選考と面接により行います。
- ② 応募者には、改めて面接の日時等をお知らせします。

(2) 選考結果

- ① 選考結果は、郵送により通知します。
- ② 電話等による合否の問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

6 その他

- (1) 給料・報酬の額は、経験等に応じて決定します。
- (2) 申し込みで提出された書類は、返却できませんのでご了承ください。
- (3) 募集人数は、変更になる場合があります。
- (4) 勤務地は、希望に添えない場合があります。

7 問い合わせ先

京丹波町役場 総務部総務課人事秘書係

〒622-0292

京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地1

電話 0771-82-0200 (代表)

0771-82-3800 (直通)

FAX 0771-82-2700